

令和8年執行予定長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙広報業務委託  
仕様書

- 1 委託業務の名称  
令和8年執行予定長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙広報業務委託
- 2 業務の概要  
長崎県は、令和8年に執行される予定の長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙における選挙啓発として別紙の業務を行うこととし、その業務を委託する。
- 3 業務の内容  
別紙のとおりとする。
- 4 契約期間  
契約期間は、契約締結日から2月24日（火）までとする。
- 5 予算額  
13,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- 6 基本的な告知事項
  - ①選挙期日（投票日）  
令和8年2月8日（日）
  - ②選挙名  
長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙
  - ③投票時間  
原則として、午前7時から午後8時まで  
ただし、一部の投票所では投票時間が異なる場合があります。  
詳しくは、お住まいの市町選挙管理委員会にお尋ねください。
  - ④期日前投票  
投票日に用事がある人は期日前投票ができます。  
投票場所：市区役所・町村役場等に設けられる期日前投票所  
投票期間：1月23日（金）～2月7日（土）  
（県議補選対象地域は1月31日（土）～2月7日（土）の予定）  
投票時間：午前8時30分から午後8時まで  
ただし、一部の期日前投票所では、投票時間等が異なる場合があります。  
詳しくは、お住まいの市町選挙管理委員会にお尋ねください。
  - ⑤広告主体名  
長崎県選挙管理委員会、長崎県・市町 明るい選挙推進協議会
  - ⑥県議補欠対象地域  
長崎市選挙区、佐世保市・北松浦郡選挙区

## 7 著作権の取り扱い及び二次利用

受託者は、成果物は著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引渡しの時に県に無償で譲渡すること。また、長崎県は成果物について、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

## 8 納品（成果品）

成果品の全ての電子データ記録媒体（CD 等）を、次のとおり納品すること。

- ・納品場所：長崎県地域振興部市町村課（長崎県選挙管理委員会書記室）
- ・納品期限：令和 8 年 1 月 8 日（木）

ただし、別紙で指定するデータ等については、別紙で指定する日までに納品すること。

## 9 打合せ協議

企画、収録及び編集等制作の各段階で長崎県担当者との協議及び確認を行うものとする。

## 10 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### ①個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取扱い場合には、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年 7 月 12 日長崎県条例第 38 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

### ②守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 12 留意事項

①出演者、演出等について、特定の候補者、政党、政治的団体等を連想させないよう注意すること。

②出演者（テレビ CM・ラジオ CM）について、当該選挙立候補予定者の親族（6 親等以内の血族、3 親等以内の姻族）ではないか確認のうえ、長崎県に報告すること。

③法令等に違反するおそれがある場合は、県から修正を求めることがあるため、指示に従うこと。

## 13 その他の委託業務に関する事項

- ①各種物品の作成・設置・配布・撤去、各種印刷物の作成（デザイン）・掲示・配布・撤去、報告等の一切の経費は全て委託金額に含むこと。
- ②本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- ③選挙日程に変更が生じた場合などについては、長崎県と受託者で協議のうえ対応を決定する。
- ④本仕様書に記載していない詳細な事項については、長崎県と受託者で協議のうえ定める。